

平成 27 年度 (2015 年度)

豊中市非常勤職員選考試験募集案内

平成 27 年 (2015 年) 12 月

豊中市

1. 募集職種	遺跡発掘調査員	
2. 勤務場所	教育委員会事務局生涯学習課	
3. 勤務内容	遺跡発掘調査・報告書作成業務等	
4. 勤務時間	週 30 時間勤務 (1 日 7.5 時間、週 4 日勤務)	
5. 報酬	月額 185,472 円 (平成 27 年 12 月現在) ※通勤分報酬あり (上限 55,000 円) ※その他の手当 (期末勤勉手当、退職手当等) は支給されません。	
6. 任用期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで (1 年間) ※1 年間で良好な成績で勤務した場合には、再任されることがあります。	
7. 採用予定人数	1 人	
8. 受験資格	昭和 26 年 (1951 年) 4 月 2 日以降に生まれ、学芸員資格があり、遺跡発掘調査から報告書作成までの実務経験が 5 年以上ある人 (見込み含む) ○地方公務員法第 16 条 (下記参照) に定める欠格条項に該当する人は受験できません。 <table border="1"><tr><td>1. 成年被後見人又は被保佐人 (民法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 149 号) 附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。) 2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 3. 当該地方公共団体 (豊中市) において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</td></tr></table>	1. 成年被後見人又は被保佐人 (民法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 149 号) 附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。) 2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 3. 当該地方公共団体 (豊中市) において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
1. 成年被後見人又は被保佐人 (民法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 149 号) 附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。) 2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 3. 当該地方公共団体 (豊中市) において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者 5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者		
9. 試験科目	書類選考 (試験申込書・作文)、個人面接 【作文課題】「これまでに参加した発掘調査 (1 件) の概要と意義及び知識と経験を豊中市でどう活かしたいか」 (800 字以内、別紙様式、本人自筆)	
10. 申込方法	所定の試験申込書 (写真添付、本人自筆のこと) ・作文及び合否通知返信用定形封筒 (23.5 cm×12 cm、450 円分の切手を貼付) を生涯学習課へ提出 (随時受付)。郵送の場合は、封筒の表に「申込書在中」と朱書きし、簡易書留郵便にて下記お問合せ先に送付してください。申込書受付後、個人面接試験の時間を連絡します。	
11. 合否通知	本人宛文書にて合否を通知します。	
12. その他	・申込みにより送付された情報はこの採用試験の円滑な遂行のために用い、その他の目的には一切使用しません。 ・採用者が決定次第、募集は終了します。	
13. お問い合わせ先	豊中市教育委員会事務局生涯学習課 ☎06-6858-2581 〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1	